

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和6年度 東淀川区広報紙「広報ひがしよどがわ」企画編集業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社インターブレーン

### 3 隨意契約理由

本業務は、区民に広く区政・市政情報を周知する区の広報紙（市政情報含む）を発行するにあたり、区の特色や特性を生かした親しみのある読みやすい紙面づくりをめざし、広報紙等の編集業務の実績のある民間業者の専門的な技術を活用するため、業務委託する。なお、本事業は、より分かりやすく区民に情報を提供するほか、読み手にとって必要な情報をより読み手の目に入るような工夫が必要なため、紙面の編集・デザイン能力が不可欠であり、その性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社インターブレーンが契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社インターブレーンと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

東淀川区役所 総務課（広報・広聴相談・総合企画）（電話番号 06-4809-9683）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

地域福祉コーディネーター業務委託事業

### 2 契約相手方

社会福祉法人 大阪市東淀川区社会福祉協議会 会長 吉田 正則

### 3 随意契約理由

本事業は、地域を基盤にした支援の取組であるので、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものであり、区全体や地域の生活・福祉課題を的確に把握し、行政や地域と連携し、地域とともに課題解決に取り組むことができる中間支援機能を有するとともに、福祉分野における専門的かつ高度な知識やノウハウが求められる。また、潜在的課題を抱える支援困難ケースへの対応や地域の組織化に向けた積極的な支援が必要であり、かつ業務内容も多岐にわたっている。さらに、地域ネットワークを活かした相談・支援、地域福祉活動のコーディネート、地域公共人材の育成など、幅広い福祉分野の実績も求められる。

本事業を推進するにあたっては、社会福祉法第 109 条第 2 項で「地域福祉の推進を目的とする団体」として大阪市においては準行政機関に位置づけられ、東淀川区役所と「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」を締結し、地域課題解決のために地域住民や地域団体、社会福祉関係施設などの社会資源とのネットワークを有し、これまで、その社会資源との連携・協働を行ってきた豊富な経験と実績をもつ唯一の団体である、社会福祉法人 大阪市東淀川区社会福祉協議会に業務委託することが妥当である。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

東淀川区役所保健福祉課（電話 06-4809-9857）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和6年度 専門的家庭訪問支援事業の延長事業業務委託

## 2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府助産師会

## 3 随意契約理由

本事業は、こども青少年局所管事業の「専門的家庭訪問支援事業」について、養育支援訪問員派遣期間を3か月児健康診査以降から1歳まで拡充することにより、養育者が地域子育て支援サービス等につながり、子育ての仲間づくりや情報交換が行えるよう支援し、セルフケア能力が高まり育児に対する自信や楽しみを感じられるようきめ細やかな支援を行っていくことにより、子どもの健全な育成や児童虐待を未然に防止することを目的としている。

出産後に育児困難が予想される妊婦や、出産後間もない時期に様々な理由により養育困難な家庭に対して、3か月児健康診査まではこども青少年局の委託先が訪問派遣し、育児に関する問題点を総合的に把握し、相談及び育児支援を行い、子どもの健全な育成を図るとともに、子育てに関する知識の提供や悩みの相談をとおして養育者の育児負担の軽減や養育力を引き出している。3か月児健康診査以降、訪問事業者が変更になった場合、それまでに築かれていた信頼関係はいったん白紙となり、再度新たな訪問事業者との間で関係を構築していかなければならず、利用者にとっては精神的に大きな負担となる。また、育児等に強い不安をもつ養育者にとっては、訪問事業者変更による訪問内容の違いが些細であったとしても、そこから不信感を抱き、当区と利用者との信頼関係が損なわれ、東淀川区として独自に訪問支援の延長をしても、期待する効果が得られない。

このように本事業の性質を鑑み、育児困難を感じる家庭への支援については、3か月児健康診査以降も、こども青少年局が委託している事業者による継続実施が有効であると考える。

こども青少年局は、平成26年度「専門的家庭訪問支援事業」の実施にあたり、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、一般社団法人大阪府助産師会を選定。平成27~29年度においては、平成26年度に引き続き公募型プロポーザルにより、同事業者を選定し、信頼関係の構築や利用者の精神的負担の軽減等の継続性・専門性の観点から複数年での契約更新を行ってきた。平成30年度からは、一般社団法人大阪府助産師会と特名随意契約を締結し、令和6年度も引き続き同事業者と特名随意契約を締結した。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当区においても一般社団法人大阪府助産師会と特名随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

東淀川区役所保健福祉課（保健企画・健康相談）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和6年度鑑賞教育事業業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社 Vipro 代表取締役 飯田 知弘

## 3 隨意契約理由

本事業は、高度な専門性とノウハウを持って、内容を工夫・充実させ、より効果の高い支援とする必要があることから、業務委託によるものとする。また、契約の手法（委託先の選定）については、価格の多寡ではなく、質の高い業務の遂行を図るうえで、創造性、技術力等を適正に審査し、業務内容に適した業者の選定を行う必要があることから、公募型プロポーザル方式にて行うこととした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社 Vipro の評価点が最も高く、契約の相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社 Vipro と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

東淀川区役所保健福祉課（子育て・教育担当）（電話番号 06-4809-9807）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和6年度 淡路駅周辺自転車対策業務委託

## 2 契約の相手方

有限会社 ケース

## 3 隨意契約理由

自転車放置禁止区域である淡路駅周辺においては、鉄道利用者及び周辺商業施設利用者のものと思われる放置自転車が多くあり、救急車等の緊急車両の通行の妨げや障がいのある方や高齢者等の通行の妨げとなっている。

これらの自転車利用者は、鉄道事業及び商業施設（企業）において、地域経済と密接な関係にあり、地域住民・商業施設（企業）・鉄道事業者・行政等が協働で地域の課題として自転車対策に取り組む必要がある。

このため「大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例」（昭和63年条例第31号）第3条に基づき、自転車問題の解消に向けて、駅周辺等に放置された自転車等が市民の通行や緊急車両の通行・活動の妨げとなることを未然に防ぐために、地域の実態に応じた自転車対策として、地域住民等が主体となった「淡路駅周辺自転車対策協議会（以下、「協議会」という。）」を令和3年11月に設立し、令和4年度から事業を開始したところである。

地域住民等が主体となる「協議会」を効果的・円滑に運営するために側面から支援し、自転車対策に対する意識の向上を図り、地域住民自らの手による安全・安心なまちづくりを促進することを目的とし、その業務内容及び目的が競争入札に適さないものであり、価格の多寡ではなく、質の高い業務の遂行を図る上で、専門性、技術力等を適正に審査し、業務委託内容に適した事業者の選定を行う必要があり、公募型プロポーザル方式にて選定を行った。

選定委員会において意見を聴取した結果、有限会社ケースが最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を凍結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

東淀川区役所地域課（安全まちづくり） （電話番号 06-4809-9819）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市東淀川区役所行政キオスク端末・申請書作成支援システムの案内等業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社パソナ

## 3 隨意契約理由

令和6年9月より東淀川区役所の住民情報待合に証明書交付対応の行政キオスク端末を設置し、全国のコンビニエンスストアにおける証明書の発行を市民に体験いただき、理解や利用を広めコンビニエンスストアでの証明書の取得を促進し、証明書発行窓口での市民の待ち時間の短縮や混雑緩和をめざす。また、令和7年3月より申請書作成支援システムを設置し、個人番号カードをもとに必要な情報が予め印刷された申請手続き書類が出力できるようにすることで、申請手続きの簡易化をめざす。今般、上記機器の案内員1名を新たに配置し、市民の利用を補助促進する。

一方、東淀川区役所では、大阪市における「民間にできることは民間に委ねる」という考え方のもと、市民サービスの向上と効率的な業務運営に向けて、証明書発行や届出処理業務を含む、住民情報に関する窓口業務（窓口処理業務・郵送等処理業務）、手数料の徴収・収納業務、フロアマネージャー業務、その他関連業務について「区役所住民情報業務等委託（以下、「本件窓口業務委託」という。）」として、公募型プロポーザル方式により事業者選定のうえ業務委託を行っている。

今回の行政キオスク端末の設置により、証明書発行について、窓口での発行に加え、行政キオスク端末での発行が可能となるが、行政キオスク端末で発行できる証明書の種類が限定される点や各種法令等に基づき無料交付が可能な場合は行政キオスク端末で対応ができない点等の各種条件を踏まえて、市民の方の手続き内容や証明したい内容を確認したうえで、窓口または行政キオスク端末のどちらで取得いただくのが市民にとって最適かについて都度判断する必要がある。行政キオスク端末案内業務は、上記判断を本件窓口業務委託による窓口従事者と本契約による案内員が密接に連携して行い、最適な取得手段へ市民を円滑につなぐためのものである。

また、申請書作成支援システム案内業務については、上記判断において行政キオスク端末ではなく窓口を案内する必要があるとした場合に、市民に同システムによる申請書類の出力を促し、提出先である本件窓口業務委託による窓口従事者へ連携するものである。

行政キオスク端末の金銭管理業務については、地方自治法に定められる収納受託事業者である本件窓口業務委託の受託事業者が既に行っている窓口の収納業務とあわせ

て、行政キオスク端末の収納業務を行うことで業務運営の効率化につながるものである。

いずれの業務も、本件窓口業務委託の受託事業者が行う業務と一体的に業務を行わなければ、求める目的を達成することができず、分離して実施することが著しく困難（密接不可分）な業務であり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障を生じる恐れがあり、市民にも混乱や不利益を生じさせる恐れがある。

以上の理由から、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

#### 5 担当部署

東淀川区役所窓口サービス課（住民情報）（電話番号 06-4809-9963）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

令和6年10月27日執行 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係るタクシー借上

## 2 契約相手方

株式会社国際興業大阪

## 3 特名随意契約理由

選挙執行事務におけるタクシー借上については、各投票所の投票用紙及び管理者・立会人送致等に必要となるため、一時に相当のタクシー台数を確保できなければならない。

上記事業者においては、近隣の営業所も合わせると相当数の認可車両を保有しており、加えて東淀川区内に営業所を有していることから区内の地理や交通事情に明るいため、選挙時の速やかな送致が可能となる。また、同社は現地誘導員の配置も可能であるためタクシー間の動きをスムーズにすることができ、滞りなく投票用紙や投票箱の配達等を行うことができる。なお、東淀川区内に営業所を有している他の事業者にも確認したところ、選挙におけるタクシー借上に対応し得る台数を確保できないとの回答もあったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、上記事業者と特名随意契約を締結した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

東淀川区役所総務課（総務）（06-4809-9941）